

令和元年度板橋区生活安全協議会

開催日時 令和元年7月10日10時00分～11時20分
会 場 区役所本庁舎南館4階 災害対策室A・B（防災センター）
主席者数 区長、生活安全協議会委員25名（2名欠席）専門委員11名

1 開会・委嘱状交付

防災危機管理課長：委嘱状の交付を行います。

—委嘱状の交付—

防災危機管理課長：資料の確認をさせていただきます。

—資料確認—

防災危機管理課長：令和元年度板橋区生活安全協議会を開会いたします。初めに本協議会の会長であります坂本区長よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

区 長 坂本 健

皆様、おはようございます。板橋区生活安全協議会の委員の皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、板橋区の安心・安全を守っていただきまして、併せて感謝を申し上げたいと思います。

さて、警視庁の統計によりますと、板橋区内におけます平成30年の刑法犯罪認知件数は4,211件でございました。これは前年と比べますと、466件減少しているということでありまして、大変喜ばしく思っております。しかし内容をみますと、オレオレ詐欺や振り込め詐欺など、いわゆる特殊詐欺の件数が増えておりまして、残念なことでありますが、昨年1年間の特殊詐欺の被害件数は、23区においては5番目に多いという状況になっております。

今年の1月から2月にかけては、あらかじめ現金があるかどうかを確認で電話をいたしまして、そのうえで強盗に押し入るアポ電強盗が続いて発生いたしました。そのうちの1件は殺人事件にまで発展したということは記憶に新しいところであり

ます。この事件の被害者は80歳の女性であります。特殊詐欺の被害者の多くが高齢者でありまして、その大切な財産や命を狙う卑劣な行為につきましては、断じて許されるものではありません。

その他にも近年につきましては、子どもを狙った犯罪が全国で多発をしております。5月には川崎市で殺傷事件がありまして、小学生など20人が被害に遭われております。この事件におきましては、多くの問題を抱えているために生活安全だけでは捉えきれないものではありますが、子どもに対する犯罪を板橋区では絶対に起こさせないというような決意のもとに、板橋区内の警察署と強固な連携を図りながら、被害の防止に全力で取り組んでいく決意でございます。

この協議会は、様々な団体の方から構成されておりますが、いろいろなご意見を交わしていただくことはもちろんのこと、お互いに協力をしながら犯罪が少ない安心・安全な板橋区を目指してまいりたいと考えておりますので、皆様の活発なご議論を今日はよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

防災危機管理課長：続きまして、板橋区議会 元山 議長よりご挨拶いただきます。

区議会議長 元山 芳行

皆さん、おはようございます。区議会議長の元山芳行でございます。本日は板橋区生活安全協議会にご出席、誠にありがとうございます。平素は、皆様方におかれましては、区内の安全・安心対策にご尽力を賜りまして心から御礼を申し上げる次第でございます。また先ほど区長さんからもお話しがありましたように、この協議会は警察、消防、多岐にわたるわけでありまして、特に犯罪発生件数については減少したということございまして、これはひとえに皆さんの日頃のご尽力の賜物であると重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、来年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。もう後1年というところになってまいりました。そうすると、いまでも海外からの来訪者、そして国内においても東京を訪れる方が多くなってきているわけでありまして、さらに来訪者が増える状況になってくると思います。そんな時に板橋を訪れる方もいると思いますが、板橋を訪れた時に安心して暮らしていける、安全なまちであるなという印象を持って、また帰っていただければ幸いかなと思ってございまして、そういう意味におきましても当協議会の皆様の更なるお力添えが必要でございます。

板橋区議会といたしましても、皆さんと一緒に安全なまち板橋区を実現するために今後も全力で取り組んでまいりたい決意でございます。本日はご出席誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長：続きまして、区内の警察署を代表しまして 櫻井 板橋警察署長よりご挨拶いただきます。

板橋警察署長 櫻井 浩文

皆様、おはようございます。板橋警察署長の櫻井でございます。区内の警察署を代表いたしまして、ご挨拶をさせていただきます。生活安全協議会の皆様方には、平素から警察業務全般にわたりまして、深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。この席をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

最近の都内の治安情勢について申し上げますと、刑法犯の認知件数は、平成 14 年には 30 万件を超しておりました。その後 16 年間連続をして減少に転じまして、昨年は戦後最少の約 114,000 件という数値になりました。この成果につきましては、関係の行政機関や、各地区防犯協会をはじめとした関係団体の皆様方が中心となりまして、地域安全活動や街頭防犯カメラの普及促進など、各種対策を積極的に取り組んでいた賜物と深く感謝申し上げます。

しかしながら、全体といたしましては減少している中で、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や、子どもに対する犯罪、これについては依然として増加、または高止まりしている状況であります。特殊詐欺に関しましては、昨年は都内におきまして 3,913 件と過去最多の被害が発生をしております。被害総額については約 84 億 5,000 万円と過去 2 番目の被害状況となっております。板橋区内におきましても、本年 5 月末段階ではありますが、認知件数が 63 件でマイナス 26 件と減少しておりますが、被害額につきましては 1 億 800 万円にのぼり、予断を許さない状況が続いております。

また、最近キャッシュカードが悪用されているなどと高齢者を言葉巧みにだましてキャッシュカードの交付を受けて現金を引き下ろすという事件が発生をしております。昨年都内におきまして 272 件、被害総額については約 4 億 2,000 万円の被害が発生をしております。本年に入りましても板橋区内におきましては 9 件、約 2,400 万円の被害が発生をしております。この手口につきましては、特殊詐欺と同じように銀行員等を名乗ってアポ電を入れまして、キャッシュカードの暗証番号を聞き出したうえで、「カードが悪用されている」とか「令和になったので新しいキャッシュカードに交換しなければならぬ」、このような話を進めて、被害者宅を訪れました犯人から、「キ

キャッシュカードを封筒に入れて封印したので3日間あけないでください」などとポイントカードなどの別のカードにすり替えられた封筒を渡されて、キャッシュカードをだまし取られるという手口のものでございます。この「3日間封筒を開けるな」という趣旨は、犯罪の認知を遅らせる悪質な手口で、キャッシュカードで引き出せる1日の限度額が決まっておりますので、この3日間で預金額全額を下ろされてしまうと、こういう事案でございます。

区内の三署といたしましても、管内の被害発生状況を迅速、そして的確に分析をして、検挙と抑止に全力を挙げて取り組んでまいります。皆様方におかれましても、引き続きご協力をお願いしたいと思います。その他、犯罪の発生状況の詳細につきましては、後程担当の方からご説明させていただきますが、今後も住民の皆様方が安全で安心して生活ができる犯罪の起こりにくいまちづくりと、規範意識の向上を目指した各種対策に努めてまいりますので、皆様方のご理解と益々のご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びになりますが、これから暑さ厳しい夏を迎えますが、皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

防災危機管理課長：続きまして、区内の消防署を代表しまして 西原 志村消防署長よりご挨拶いただきます。

志村消防署長 西原 健治

皆さんおはようございます。ご多忙中のご参会、本当にご苦勞様でございます。また平素から消防行政へのご理解とご協力、そして街の安全への取り組み、防火防災への取り組み、本当にありがとうございます。2署を代表いたしまして、この場を借りて御礼を申し上げます。

さて私共消防から申しますと、生活安全というキーワードで言うと大きく火災と救急でございます。火災に関しましては、この後担当の方から詳細を話させていただきますが、これまで6月末現在で板橋区内92件の火災が発生しております。中には枯れ草が燃えた、道端のゴミが燃えた、車両が燃えたというものがありますが、大きく物的に被害を生じ人命危険があった火災というのは、すべからず住宅部分からの出火でございます。店舗と一緒にあった住宅、作業所と一緒にあった住宅、共同住宅を含めて、皆様が平素くつろがれる、憩われる住宅から発生した火災で大きく焼損床面積が生じ人命が失われております。

もう一つ救急に関しますと、昨年の例で申しますと、板橋区内で約 30,000 件の救急出場がございました。7 割弱が急病で 2 割弱が一般負傷です。この一般負傷というのが皆様方の生活の中にほとんど内在しております。こういった一般負傷の受傷形態があるかと申しますと、転んだ、ぶつかった、落っこちた、詰まった、これでだいた一般負傷の原因の 8 割方がこの中に入ります。絨毯の端につまずいて転んだ、立って振り向いた途端食堂のテーブルにぶつかった、ベッドから落ちてもう起き上がりません、食事中に喉に詰まりました、というのが 30,000 件の内 2 割弱です。つまりこの 2 割弱の一般負傷も、半分以上は住宅の中で、お暮しになっているくつろがれる場所で発生しております。

皆様方の生活安全の基盤は、正にその平素暮らされている住宅の憩われるところの安全であると考えております。火災も救急も何が起きているか、どういう所が危ないのかというのを、皆様方と一緒に情報を共有しながら安全に向けての取り組みを進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長：これより議事に入ります。議事進行は、本協議会の会長である坂本区長にお願いいたします。坂本区長、よろしくお願い致します。

会長：どうぞよろしくお願いいたします。ただいまから報告事項に入ります。初めに、「平成 30 年度板橋区生活安全対策」について、防災危機管理課長から説明をいたします。

3 報 告

平成 30 年度板橋区生活安全協議会の取り組み

防災危機管理課長

それでは資料 1 をご覧ください。平成 30 年度の板橋区の生活安全対策についてでございます。まず「1 専門部会活動概要」でございます。平成 31 年 2 月 6 日に専門部会を開催いたしました。専門部会では、重点項目であります「悪質商法・特殊詐欺対策」「子どもに対する犯罪防止対策」「火災予防対策」、この 3 点について検討いたしました。まず、警察・消防からの報告により現状を把握いたしまして、それぞれの団体による活動実績や対策について話し合いを行いました。

次に、「2 重点項目に関する活動報告」でございます。「(1) 悪質商法・特殊詐欺対策」につきましては、相談件数・被害件数が増えておりました、危機的な状況が続いております。続きまして「(2) 子どもに対する犯罪の防止対策」につきましては、板橋区で発生した犯罪は重大事件ではございませんでしたが、全国的には痛ましい事件が発生している現状でございます。「(3) 火災予防対策」につきましては、区内での平成 30 年中の火災件数は 131 件、出火原因は 1 位が電気、2 位が放火となっております。それぞれ多数のご意見が出されまして、引き続き対策を行っていくこととなりました。

2 ページ目をご覧ください。

続きまして、昨年平成 30 年度の「板橋区の生活安全対策」でございます。まず、「1 犯罪抑止生活安全のつどい」を、9 月 18 日に文化会館の大ホールにおいて開催いたしました。落語家の林家 木久蔵（はやしや きくぞう）さんを迎えまして、特殊詐欺・悪質商法についてご講演いただきまして注意喚起を行ったところです。また、歌手の西崎 緑（にしざき みどり）さんによる、防犯に絡めたお話を交えながらの歌謡ショーを開催しまして、947 名の参加をいただきました。

次に、「2 生活安全の日キャンペーン」を、12 月 20 日に高島平区民館におきまして開催いたしました。劇団による特殊詐欺の寸劇や警視庁によるサイバーセキュリティの対策講話、志村消防署による防火防災製品の展示のほか、終了後に高島平駅周辺で防犯・防火街頭キャンペーンを実施しまして、約 200 名の参加がございました。また、町会・自治会に年末年始に向けて防犯・防火パトロールをお願いしまして、区内の安全強化を図りました。

次に、「3 総合安心・安全パトロール」でございます。昨年 6 月から、従来別々に実施していましたが 3 つのパトロール、①安心・安全パトロール、②資源持ち去り防止パトロール、③公園総合防犯警備を統合いたしまして、青パトの 24 時間化を行いました。常に 3 台の青パトロールカーが 24 時間切れ目のないパトロールを区内で実施しております。またそちらに記載の通り特別巡回としまして、不審者情報があったり、犯罪発生情報があったりした特に警戒を要する地域については、青色防犯パトロールカーの巡回を一定期間、概ね 2 週間程度強化をする対応を行っております。特別巡回については 24 時間化しましたので、全ての時間帯で対応が可能となりまして、前々年度の 24 回より大きく増えまして 75 回特別巡回を実施しております。

続きまして 3 ページをご覧ください。

「4 地域団体への防犯設備整備補助金の交付」でございます。こちらは、町会・商店街等の地域団体が防犯カメラを設置する際に、一定の補助金を交付するものでございまして、平成 30 年度の申請件数は 15 件、新規に設置された防犯カメラが 107 台でございます。今まででこの補助金により区内に約 700 台のカメラが設置されております。

次に、「5 板橋セーフティ・ネットワーク」の活動でございます。参加事業者の皆様には日頃の業務のかたわら、地域見守りパトロール活動にご協力をいただいております。不審者等を発見した場合に警察へ通報していただいたり、業務で使用する自動車、バイク、自転車に「パトロール中」のステッカーを貼って防犯活動をアピールしていただいております。現在118の事業者の皆様にご加入をいただいております、従業員数約8,000名、車両3,900台程度の規模まで広がっております。

次に、「6 地域安全マップの作製講習会」でございます。6月30日に文化会館において講習会を開催いたしました。講師はNPO法人地域安全マップ協会にお願いしております、小学校のPTAの皆様にご参加をいただきました。実際に講師の方々と文化会館の周りのフィールドワークを行いまして、危険な場所を発見し実際にマップを作製という内容でございました。各学校に持ち帰っていただき、各学校でも同じようなマップを作っていたらということを実施しております。

次に、「7 親子体験型防犯講習会」でございます。こちらは2月23日・24日にきたのホールで開催いたしました。子どもが外出時に犯罪に巻き込まれそうになった際に、被害に遭わないための行動について、専門の講師が解説し、実際に犯罪者から逃れる方法を親子で体験学習するものでございます。基本的には小学校1年生に上がる直前のお子様を対象に、実際にランドセルを掴まれたらどうする等を実演するもので、非常に好評を得ております。

次に、「8 地区民協における特殊詐欺の注意喚起」でございます。10月～11月にかけて、区内3警察署が中心となりまして、高齢者と接する機会が多い民生委員の皆様を対象に、特殊詐欺の現状や注意喚起の協力依頼を行いました。昨年非常に特殊詐欺が増えまして、大きく危機感を感じて警察署の方からぜひ民生委員の皆様にと話がありまして実現したものでございます。

次に、「9 広報関係」でございます。犯罪状況や犯罪の未然防止に向けた情報提供や注意喚起を記載のとおり行っております。また、防犯啓発チラシの配布もイベント等におきまして随時行っております。広報いたばしにつきましては、例年12月の生活安全のイベントの際に1面特集を組んでおりますが、特殊詐欺が非常に増えているということで4月についても特殊詐欺の特集を1面で組んで掲載いたしました。

最後の4ページ目をご覧ください。

次に、「10 各種イベント等への参加」でございます。区内3警察署と協力しまして、キャンペーン活動等により特殊詐欺の注意喚起等を表記の通り実施しております。

次に「11 今年度の新たな取り組み」でございます。平成30年度に新規で取り組んだ内容を掲載してございます。まず「(1) 総合安心・安全パトロール」につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、昨年6月から24時間化を実現しております。また、2月1日には、東京けやきライオンズクラブから防犯パトロー

ルカー1台の寄贈を受けておりまして、こちらでも有効に活用してまいりたいと考えております。次に、「(2) 詐欺対策機器購入費補助事業」でございます。特殊詐欺対策といたしまして、自動録音機能が付いた電話機等を区内業者から購入した場合には、1件につき2,000円の補助を新たに開始いたしました。東京都電機商業組合板橋支部や区内大型店にも協力をお願いしまして、39件の申請がございました。去年は予想したより低調だったのですが、今年度は先ほど区長からも話がありました通り、アポ電強盗がかなりマスコミで話題になってからはこちらの補助金も件数が伸びております。同じく特殊詐欺対策といたしまして、「(3) 自動通話録音機無償貸与事業」でございます。区で800台の自動通話録音機を用意しまして、70歳以上の区民の皆様に、区役所と区内3警察署で配付いたしました。3月上旬に全台の配布を終了しております。次に「(4) 板橋セーフティー・ネットワーク用品」につきましては、現在車載カメラがかなり一般の車にも普及してきておりまして、その車載カメラを防犯に活かすということから、「カメラ録画中」というステッカーを新たに作成しまして、車載カメラが付いている希望事業者の車両457台に配付いたしました。最後に、「(5) 生活安全白書の発行」でございます。犯罪、火災の発生状況や区的生活安全に関する取組状況をまとめた冊子でございます。4年毎に発行しております。

以上が平成30年度の板橋区的生活安全対策でございます。資料1につきまして、説明は以上でございます。

会長：続きまして「板橋区内指定重点犯罪等認知件数」について、板橋警察署生活安全課長からお願い致します。

板橋区内指定重点犯罪等認知件数

板橋警察署生活安全課長

皆様おはようございます。私からは板橋区内におけます本年1月1日から5月31日までの犯罪発生状況についてご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

初めに刑法犯認知総数につきましてですが、暫定値ではありますが、認知件数は1,538件、昨年と比べますとマイナス159件と9.3%の減少となっております。また地域の方が身近で不安を感じる犯罪として、警視庁が指定している指定重点犯罪についてご報告させていただきますと、区内3署併せて認知件数は137件、昨年と比べますとマイナス65件ということで大幅に減少しております。罪種別にみて、やや強盗と自動車盗で増加はあるものの、侵入窃盗や特殊詐欺は大幅に減少しているところで

ございます。昨年はこの会議の席上において特殊詐欺の被害が激増した、後を絶たないという旨をご報告、ご説明させていただいておりますが、減少に転じた理由といたしまして、防犯講話等によって地域の住民の方々の意識がより高くなったこと、そして金融機関の窓口職員等の未然防止などが挙げられると思っております。また板橋区生活安全協議会の皆様方や関係行政機関、各地区防犯協会をはじめとした関係団体の皆様方のご協力も不可欠でありまして、深く感謝申し上げますとともに今後ともより一層のご協力を賜りたいと存じております。

しかしながら署長からの挨拶でもありましたように、板橋区内において今年5月末の段階で特殊詐欺の被害総額が約1億800万円となっております。コツコツと蓄えたお金がだまし取られている現状を踏まえまして、まだまだ予断を許さない状況にあると考えております。警察としましても、全力を挙げて検挙、抑止の両面で様々な施策を立ち上げて参りますので、引き続きのご支援、ご協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

報告については以上になります。

会長：続きまして「令和元年上半期の板橋区内火災状況」について、志村消防署地域防災担当係長にお願い致します。

令和元年上半期の板橋区内火災状況

志村消防署地域防災担当係長

それでは、資料3-1の令和元年上半期の板橋区内火災状況についてご説明させていただきます。なお速報値でありますので今後数値が変動することがございます。ご了承をお願いいたします。今年の火災件数は半年間で92件発生し、前年同時期と比べプラス23件と大幅増となっております。焼損床面積は715平方メートルで、こちらも前年に比べて283平方メートル増加しております。また、死者が5名で前年比プラス2名、傷者が26名で前年比プラス6名となっております。災害の中で特に火災は大変緊急性の高い災害でございますので、数秒単位で被害が拡大していきます。このけが人の数も一歩間違えると傷者がそのまま死者の総数に、焼損床面積も大幅に増えてもおかしくないという状況でございます。特に今年は火災件数、焼損床面積、死傷者のすべてにおいて大幅増ということで、この傾向は東京消防庁管内全体で見ても全く同じ傾向で、先日まで東京消防庁では住宅火災における死者防止緊急対策本部を設置していたところでございます。

次に資料3-2の出火原因についてでございます。令和元年中の板橋区内における

出火原因について、今年は去年と同じで電気関係が 31 件と全体の 37.7%を占めております。続いて放火が 27.2%、たばこの 17.2%、この 3 つだけで全体の 82.3%を占めております。これらが住宅火災の要因となっている状況でございますが、特に今年には電気というキーワードが多いです。いくつか例を挙げますと、電気ストーブで洗濯物を乾かしている際に洗濯物が落下したり、椅子のシートの背もたれに電気ストーブが触れて着火するという火災が多いのですが、ここ最近注目されておりますのが、つい先日発生したばかりの火災でございますが、居住者が外出中に壁掛け式充電器で掃除機を充電中に出火した疑いのある火災でございます。居住部分、天井、内壁、エアコン等が焼損した火災となっております。この掃除機の充電器ですが、平成 27 年購入で充電器だけ寿命のため平成 30 年にメーカー純正品ではなくインターネットで購入した海外製品を使用していたところ、全く予想もしないところから充電中に出火という事案でございますのでご注意ください。これらの情報は志村消防署のホームページやメールマガジン等で発信していきますので、よろしくお願いいたします。

最後にもう一枚の資料で、住宅用火災警報器に関する資料です。住宅用火災警報器は平成 22 年からすべての戸建て住宅、共同住宅にも設置が義務付けられております。既に設置から 8 年以上経過している住宅用火災警報器が多数あることが予想されております。古い住宅用火災警報器は電子部分の寿命や電池切れにより火災を感知しない可能性がでてきております。住宅用火災警報器は実際の火災の際に鳴動することで初めて意味をなすものでありますので、特に設置から 10 年以上経過したものは本体の寿命がきているものがありますので、新しい物に買い替えることを推奨しております。

以上、簡単ではございましたが、板橋区内の火災の状況について説明を終わらせていただきます。今後も消防行政についてよろしくお願いいたします。

会長：続きまして、「悪質商法等による消費者被害」について、くらしと観光課長から説明いたします。

悪質商法等による消費者被害について

くらしと観光課長

私からは悪質商法等による消費者被害についてご報告をさせていただきます。資料 4-1 をご覧ください。まず「1 30 年度相談の概要」でございます。相談件数の推移としましてはここ数年減少傾向にあった相談件数ですが、架空・不当請求の相談が

急増しているため増加に転じております。下の表をご覧ください。平成 26 年度から 30 年度までの相談件数の推移と、二段目が架空・不当請求の件数で内数になってございます。相談件数は 30 年度実績で 4,247 件、前年度比 119%、その内架空・不当請求が 926 件で前年度比 203%と大幅な増加となっております。架空・不当請求に関わる内容は裁判所等の行政機関を装った葉書等による架空請求で、主に 50 代以上の女性がターゲットとして急増しております。年代別相談件数を見ても、50 代以上の件数の増加が目立ちました。資料 4-2 をご覧ください。「3 契約当事者の属性」の属性を見ると、性別では女性が 3 割超え、また年代で見ると 50 歳以上が前年に比べて大きな伸びを示しております。「5 架空・不当請求契約当事者年代別件数」をご覧ください。こちら 50 代以上が前年に比べて大きな伸びを示しております。このように相談件数の増加のほとんどが架空請求葉書の相談が原因によるものとなっております。ちなみに 50 代以上のみで比較をしてみますと、平成 29 年度は 1,566 件に對しまして平成 30 年度は 2,140 件と前年比 137%の増加となりました。

次に「2 最近多くみかけられる悪質商法等の相談事例」について報告をさせていただきます。昨年度から急増している事例としまして、先ほど架空・不当請求が急増していると報告しましたが、裁判所等を語る架空請求葉書が急増しています。具体的には、総合消費料金に関するお知らせと書いた葉書が民事訴訟管理センターというところから届いた。葉書には法的措置を講じると書いてあり取り下げ最終期日が 2 日後だったのであわてて記載されていた電話番号に連絡をしてしまった。取り下げ費用に 50 万円かかると言われた等という相談が消費者センターの方に寄せられております。これは裁判所や関係機関を語る手口で電話をさせてお金をだまし取るものでありまして、昨年から急激に増加をしていますが、今年度に入っても減る気配は相談の中ではございません。このような場合につきましては、一切無視をして電話を相手方にしないことが重要となります。

また、ここ数年で多くなってきた事例の紹介ですが、インターネット通販での悪質商法等も増加しております。内容としては家電製品をインターネット通販で注文をした。検索をして一番安いサイトに申込をして料金は指定された口座に振り込んだが、いくら待っても商品が届かない。業者の電話番号は記載されていなかったのもメールで問い合わせをしているが、先方からの返信はない。振り込んだ口座は個人名だったようだ等というご相談を受けております。これは詐欺サイトによるものになります。振込先は個人名義の銀行口座でクレジットカードでの支払いができない場合が多く、業者の連絡先の記載が無かったり、あってもでたらめな住所となっております。安いからといって安易に信用せず、特に初めて利用するサイトでは十分に安全を確認することが重要になります。

また、若者を中心に増えている事例ですが、FX投資で儲ける方法を教える動画が手に入る等と勧誘がされるそうです。内容としては、SNSで知り合った人からFX

投資で儲ける方法があると誘われ、20万円でDVDを購入してしまった。購入はカード決済で2回払いにしてもらった。DVDを見たけれどもありきたりの説明ばかりで役に立たない。解約して返金してもらいたいができるだろうかという相談でした。これは情報商材といわれるものです。簡単に稼げる、短期間に儲かるといった体験談や誇大広告をうのみにして実際に購入してしまうと、業者と連絡がとれなくなったり返金に応じてもらえない場合がほとんどになります。このような場合は次回の引き落としが止められるかクレジット会社に連絡をして事情を説明することが大切になります。日々このような相談事例が消費者センターには寄せられています。

区では資料4-1の2ページの「3 区の取り組み」に掲載をさせていただいていますが、消費者への啓発や高齢者関係機関と警察、消費者センターとの連携により、特に若者向けの啓発等につきましては消費者教育の推進を進めているところです。

以上、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会長：以上で報告事項を終了いたします。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見があらうかと存じますが、後ほど一括してご発言いただきたいと思っております。次に議題に入ります。「令和元年度生活安全協議会活動方針（案）」について防災危機管理課長から説明いたします。

4 議 題

令和元年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）

防災危機管理課長

令和元年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）について、ご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

初めに、1 生活安全協議会の「活動方針」でございます。一つ目といたしまして、「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進めてまいります。二つ目といたしまして、生活安全協議会は、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげてまいります。三つ目といたしまして、重点項目を決めて専門部会を設置し、のちほど説明いたします事業計画に基づき効果的に活動を行い、地域ぐるみで犯罪の防止を図ってまいります。以上の3つとなります。

次に「2 今年度の重点項目」でございます。昨年度に引き続きまして、(1) 特

殊詐欺・悪質商法対策（２）子どもに対する犯罪の防止対策（３）火災予防対策、この３点とさせていただきたいと考えております。簡単に説明させていただきますと、（１）特殊詐欺・悪質商法対策につきましては、区内の犯罪認知件数が平成 15 年をピークに年々減少しているという状況にも係らず、こちらの被害は増加傾向であるという現状がございます。ここで数字を確認しておきますと、平成 30 年の板橋区の特異詐欺被害は 182 件、被害額は 4 億 4490 万円となっております。これは東京 23 区で 5 番目に多い件数でございます。他の区の状況でございますが、世田谷区が 304 件で 1 番被害件数が多く、その後に練馬区、江戸川区、品川区、板橋区と続いております。2 番目以降は僅差でございますので、23 区の中でも板橋区も被害が多い区の一つと言えるかと思っております。次に（２）子どもに対する犯罪につきましては、委員の皆さまの記憶にも新しいと存じますが、区長から先ほど話がありました通り 5 月に川崎市でスクールバスを待っていた小学生が殺傷された痛ましい事件が発生しております。また昨年は保護者の会長が犯人だったという登校時の事件も 4 月に発生している状況でございます。その他にも全国各地において子ども達が犯罪被害に遭っているという状況でございます。子どもを犯罪から守るという揺るぎない決意を持って取り組んでいきたいという思いから今年度も重点項目とさせていただいております。続きまして、（３）火災予防対策でございます。先ほど西原署長からもお話ございましたけれども、昨年、区内で発生した火災発生原因の第 1 位は電気関係ということで、主に配線ショートなどに伴う電気火災であり、次に放火となっております。区内にはまだ木造住宅密集地と呼ばれる地域もございまして、火災が発生すれば多くの人命、財産が失われてしまいます。消防署、警察署と連携しまして、火災予防の面からも安心・安全に暮らせる街の実現に尽力していきたいと考えておりまして重点項目とさせていただいております。

次に「3 事業計画」をご覧ください。始めに「（１）専門部会の設置」を行います。板橋区の安心安全を一層推進させるため、専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長によりまして、具体的かつ実効性のある施策を議論したいと考えております。昨年度は 2 月に専門部会を実施いたしました。専門部会委員の皆さまの発言により効果的な部会とすることができました。今年度も 1 年間の犯罪、火災の統計がまとまる 2 月に開催いたしまして、統計に基づいて集中的に議論する場としたいと考えております。

次に「（２）関係機関、団体等と協働で行う事業」でございます。「①板橋区犯罪抑止生活安全のつどい」を 9 月 28 日（土）に文化会館大ホールで開催する予定でございます。本年は多くの方が参加しやすいように土曜日開催としております。「②板橋区生活安全の日キャンペーン」につきましては、12 月 20 日に志村地区管内で実施する予定でございます。詳細につきましては担当する志村警察署、志村消防署、防犯協会の皆様と協議してまいりたいと考えております。「③地域安全マップ作製講習

会」につきましては、すでに6月29日に文化会館を会場に実施しておりまして、PTAの皆様33名のご参加をいただいております。

次のページをご覧ください。

「④板橋セーフティー・ネットワーク」、「⑤地域団体への防犯設備整備補助金の交付」、こちらは主に防犯カメラの設置の補助でございますが、これらを昨年度に引き続きまして行ってまいります。補足でございますが、防犯カメラにつきましては地域団体の皆様にご協力いただいておりますので、今年度から防犯カメラの維持管理経費につきましても新たに板橋区の方から助成を開始する予定でございます。年間1台につき2,200円の助成を予定しております。

次に「(3) 区が実施する事業」でございます。「①総合安心・安全パトロール」につきましては、昨年6月に3つの事業を統合し24時間切れ目のないパトロールを実施しております。どの時間帯においても素早く対応できる体制になりました。

「②詐欺対策機器購入費の補助」でございます。昨年度に開始した事業でございますが、特殊詐欺被害の防止に効果がある迷惑防止機能付き電話等を区内の店舗で購入した区民の方に補助金を支出し、普及を図っていくという事業でございます。

「③簡易型自動通話録音機の配付」でございます。昨年度は「自動通話録音機貸与事業」を実施しておりましたが、今年2月頃から財産があるかどうか電話で確認し直接強盗に入る「アポ電強盗」がテレビなどのマスコミで大きく取り上げられまして、自動通話録音機への関心が一気に高まり、用意した800台は全て貸与済みとなっております。この自動通話録音機は特殊詐欺電話の防止に非常に高い効果があると言われておりますが、かねてより設置方法が難しい、電話機との相性で機種によっては機能しないなどの声も届いておりました。板橋区と警察署では、この機器の録音する機能に特化したもう少し簡単で低価格な物がないのかと考えておりましたが、区内の事業者にそういった話をしましたら開発に尽力したいとの申し出があり、今年度から簡易型の自動通話録音機の配付を開始しております。受話器に直接貼り付けることによって、上下動の動きに反応して「この電話は特殊詐欺防止のため録音させていただきます。」と音声を発し、繰り返し録音できる機器でございます。この機器を2,000台購入し、昨年70歳以上だったものを65歳以上の区民の方へ変更いたしました。既に5月末から配付を開始しておりまして、半分の約1,000台を区と各警察署で配付済みでございます。実用性が高いものと自負しております。この機器は7月1日、2日にNHKの番組で取り上げられまして、板橋区内の業者が開発したということで現在全国から多くの問い合わせが区の方へも寄せられております。

「④親子体験型防犯講習会」でございます。4月から小学校に入学する児童とその保護者を対象に犯罪に巻き込まれない手法を体験しながら習得してもらうという事

業を毎年実施しております。毎年ご好評いただいておりますので、今年度も3回開催する予定でございます。

次のページをご覧ください。

最後に「(4) 広報活動」として、こちらに記載のとおり各種媒体を活用しまして、犯罪情報や安全対策などについて、引き続き情報提供してまいりたいと考えております。

以上の取り組みを柱にしまして、今年度推進して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。令和元年度の活動方針について説明は以上でございます。

会長：ただいま「令和元年度生活安全協議会活動方針(案)」について説明がありました。先程の報告事項も含めてご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

質疑・応答

質問 大田 ひろし委員

私共議員としましても、現場に行きますと防犯や交通関係の事案について要望が多くなっております。自転車等は電動のものでかなりスピードが出る乗り物が開発され普及しております。自動車による死亡事故は年々減っておりますが、今後自転車事故が増えるのではないかと危惧しております。自転車について、マナー違反やスマホを見ながらの危険運転がなくなっておりません。このことについて取り締まりの強化をもっとしてほしいという現場の声が非常に多いのですが、集中月間あるいは交通安全週間のような時に強化できないのかということをお伺いたします。

また、今年も交差点での痛ましい事故が発生しております。人がたまるところである交差点にいる方々の命を予期しない事故から守るために、ガードレール等が必要と考えております。板橋区内における危険個所等の調査状況についてお教えてください。

最後に、先ほどご説明のありました刑法犯総計、指定重点犯罪等認知件数の検挙率についてお教えてください。

回答 板橋警察署生活安全課長

まず、自転車のマナーに関する取り締まりの強化につきましては、交通課で注意喚起や取り締まりの対策を行っております。

ガードレールの調査に関しましては、公園の砂場への車両事故がありまして、各公園周辺のガードレールの調査は行っております。全体の交差点のガードレール設置につきましては、確認をしてお答えさせていただきます。

最後の検挙率に関しましては、調査をいたしましてお答えさせていただきます。

回答 防災危機管理課長

滋賀県での交差点事故を受けまして、板橋区では土木部が中心となりまして課長級の検討会を立ち上げて、部門間で連携して現在検討を行っております。

質問 和泉 満委員

質問事項といたしまして、重点項目にも「子どもに対する犯罪の防止対策」が入っておりますが、5月の川崎市での殺傷事件を受けまして、子どもの登下校に対する防犯対策についてお教えてください。

要望事項といたしまして、4月の広報いたばし1面での特殊詐欺の特集は大変目立って内容もわかりやすく参考になりました。今後も広報いたばし1面を使った防犯啓発を定期的に行っていただきたいと思います。また、街の掲示板につきましては、アクリル板が取り付けられた雨風に強いものに順次切り替えられております。犯罪防止や特殊詐欺防止のポスターを一番目立つ右上に常時貼り付けすることを検討していただきたいと思います。

回答 防災危機管理課長

登下校時の防犯対策につきましては、青色防犯パトロールカー3台が常時区内を回っております。不審者情報が出た場合には、必ずその地域を重点的に回しております。

回答 地域教育力推進課長

児童の登下校時における通学路上の安全確保についてお話しをさせていただきます。区の体制としましては、まず学童擁護員の配置がございます。区内148箇所に配置しております。もう一つがスクールガードの配置、更にはいたばし子ども見守り隊という形で活動を行っております。スクールガードといたばし子ども見守り隊はボラ

ンティア活動でございます。学童擁護員はシルバー人材センターと板橋区町会連合会に委託という形で事業化しております。5月29日の川崎市での事件を受けまして、5月31日に防犯の視点として、児童を観察する不審者の存在等にも目を光らせ、怪しい動きがあれば警察や学校へ連絡することについて協力指示を出しております。

回答 防災危機管理課長

広報いたばしへの防犯情報の掲載につきましてお答えさせていただきます。今後、12月に1面への掲載を予定しております。命に関わる問題でありますので、昨年から年2回、1面に掲載しております。今後も広報活動の取り組みを進めてまいります。

回答 地域振興課長

掲示板についてお答えさせていただきます。来年3月までに透明なアクリル板の付いたものに取り換えを行っております。警察等のポスターにつきましては、現在も区、警察署、消防署、国や東京都のポスターを掲示しております。ご依頼がありましたら掲示板へ貼らせていただきたいと思いますと思っております。

質問 中村 とらあき委員

地域の交通安全につきまして、常盤台地域センターと桜川地域センター管内にある小中学校の地域を調べてみたところ、スクールゾーン表記による交通安全の啓発が全く見られない状況でございます。他の区では道路にカラー塗装がある区域が多い状況でございますが、板橋区の場合はどのようにして改善していくのかお教えてください。

回答 地域教育力推進課長

通学路の安全につきましては、教育委員会で春に各学校に安全点検の依頼をしております。それを受けまして各学校が地域の方々と協力して安全点検を行い、7月に集計後、更に合同点検によって確認し必要があれば関係各機関に依頼を出して、1年間安全の確保を図っております。関係機関により可能なものは実現していただいております。現在集計を行っております点検結果をふまえて、表示等が必要な場合は関係機関に働きかけを行っていくという形で実現を図っていきたいと思っております。

質問 須藤 玲司委員

青色防犯パトロール 3 台による 24 時間切れ目のないパトロールは、委託しているのでしょうか。委託の場合は年間の区の費用負担についてお教えてください。また、何名体制でパトロールを実施しているのかお教えてください。

回答 防災危機管理課長

総合安心・安全パトロール事業につきましては、プロポーザルを実施いたしまして、総合警備保障株式会社に委託を行っております。費用につきましては、年間約 8,000 万円でございます。約 30 名でローテーションを組んで 24 時間パトロールを実施しております。

質問 岩崎 忠雄委員

架空請求はがきへの対処につきまして、警察の方から無視してくださいとご指導いただいておりますが、それだけでは住民の方の不安が取り除けない現状です。架空請求はがきを防ぐ手立てについてお教えてください。

回答 板橋警察署生活安全課長

架空請求はがきにつきましては、警察署にも数多くの問い合わせをいただいております。電話や実際にはがきをお持ちになって相談にお越しいただいております。警察官が話を聞いて、これは大丈夫ですと伝えるとお年寄りの方も安心していただいております。地域に持ち帰りましたら、遠慮なく警察署へ電話をかけてくださいとお話しください。担当者が丁寧にご説明させていただきます。

回答 志村警察署生活安全課長

架空請求はがきにつきましては、警察でも総務省へ申し入れをしたことがございますが、はがきの配達を郵便局で止めることは法律上できない状況です。警察といたしましても、今後も各種啓発活動を行って参ります。

会長：他にいかがでしょうか。

質問、意見なし

会長：それでは、「令和元年度生活安全協議会活動方針（案）」につきまして皆様にお諮りいたします。賛成の方は拍手をお願い致します。

拍手（異議なし）

会長：賛成多数と認めます。活動方針につきましては、このとおりに決定いたします。ありがとうございました。これをもちまして、令和元年度板橋区生活安全協議会を閉会させていただきます。